

品川区選挙管理委員会告示第 2 号

在外選挙人名簿抄本の閲覧状況の告示

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の12の規定により、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの在外選挙人名簿抄本の閲覧の状況について下記のとおり公表する。

令和6年1月9日

品川区選挙管理委員会

・閲覧の申出なし